

## 平成20年度 第1回 機関保証制度検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成20年10月9日(木) 15:00~17:00

2. 場 所 ホテルグランドヒル市ヶ谷 3F 翡翠の間

### 3. 議 題

- (1) 日本学生支援機構理事挨拶及び委員紹介
- (2) 委員長の選出
- (3) 委員長代理の選出
- (4) 奨学金制度概要について
- (5) 機関保証制度の概要について
- (6) 有識者会議報告の概要等について
- (7) 自由討議
- (8) 次回日程について

### 4. 配布資料

(資料1) 機関保証制度検証委員会設置要項

(参考1) 中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて

(資料2) 機関保証制度検証委員会委員名簿

(資料3) 奨学金事業の概要

(資料4) 機関保証制度の概要

(参考2) 機関保証制度に関する諸規程(抜粋)

(資料5) 代位弁済請求の条件

(参考3) 包括保証契約書

(参考4) 財団法人日本国際教育支援協会保証委託約款

(参考5) 機関保証業務取扱要領(抄)

(資料6) 日本国際教育支援協会平成19年度決算及び平成20年度予算

(資料7) 機関保証制度における加入率・保証料受領額・貸与金残高(保証対象残高)の推移

(資料8) 機関保証制度における代位弁済件数・額の推移(事由別)

- (資料9) 機関保証制度における督促の流れ(延滞1ヶ月~13ヶ月まで)
- (資料10) 有識者会議報告(抜粋)及び改善取組内容
- (資料11) 財務省理財局監査(平成20年2~3月実施)結果の概要及び対応
- (参考資料) 日本学生支援機構2008概要  
日本国際教育支援協会概要  
機関保証制度パンフレット

## 5. 出席者

(委員)

三隅委員(委員長)、白井委員、宗野委員、藤村委員、阿部委員、尾山委員、  
柳川委員(欠席)

(機構)

佐藤監事、清水参与、香川財務部長、富田奨学事業部長、  
大島奨学事業部副部長、二木奨学事業部副部長、

(文部科学省)

下間高等教育局学生支援課長(オブザーバー)

## 6. 議 事

(配布資料に基づき、事務局から説明)

- 委員 この委員会の趣旨は理解できるが、本来ならば支援協会でやるべき筋のものではないか。
- 機構 行革推進本部決定として、機構で毎年度検証するという事となった。
- 委員 395日の利率は、何%としているのか。
- 機構 奨学生に対する貸与利率による計算そのものである。
- 委員 支援協会の責任準備金の金額であるが、4,500億円の保証債務残高に対して、この率でその準備金を積み立てているということか。また、残高が増えると実損率で計上し責任準備金の額が増加していくということになるのか。
- 委員 監査法人からご指導を受けて、1,000分の4.5になった。
- 委員 先ほど説明にあった財務省理財局の監査の中の代弁請求未了債権797件(10億円)について、包括保証契約書では「期限の利益の喪失から1年以内に請求する」とあるが、1年たっても請求できない場合には免責となるのか。
- 機構 必ずしも免責となるものではないが、今後、支援協会と相談し、改善に向けた取組を行ってまいりたい。
- 委員 コンプライアンスの観点からも、これは見直すべきではないのか。

○委員 機構の立場から、この委員会でご議論いただきたいことは、平成18年の行政改革推進本部の決定で「機関保証業務について保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済、回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する」とあり、また、今年の10月から学部で貸与した奨学生が返還を開始することから、現在の状況と制度設計したときとを比較しながら、果たしてこのままで機関保証制度が機能するのかといったことを専門的、多角的にご検討いただきたい。保証機関のリスクの問題や、制度設計の見直し、0.693%の保証料率の在り方といったことが検討課題になると考えている。

さらに、緊急に検討していただきたい課題である財務省理財局の監査結果の対応としては、その中で、『包括保証契約書』において保証履行の範囲が『利息および延滞金についての代位弁済は、395日を限度』ということにされており、その請求未了債権の利息・延滞金の一部が請求できない状況になっている」という規定の削除を含めた改善を求められていることである。

この規定では代位弁済請求ができるようになった後、一月以内に請求しないと、その後の利息や延滞金が回収できなくなるということになるため、この回収できない分が国庫負担に転化される可能性があることから強い見直しが求められているところである。

機構から協会に対する請求は、履行遅延の期間が1年に達したときから起算して、1年を経過するまでに行うものと規定されているのにもかかわらず、請求が行えていない実態が生じており、その797件の請求未了債権について指摘されている。

これは、代位弁済の請求基準に「生活が困窮し、将来にわたり回復の見込みがなく、返還ができないと判断できること」とあり、この判断が大変難しく、そもそもどのような場合に代位弁済請求できることとするのかという問題や、保証機関のリスクをどう考えるかという問題とも絡む問題であろうと考えられる。

これらの点についてぜひご検討いただきたい。

○委員 私の前の職場である社団法人しんきん保証基金では、代位弁済について、しんきん保証基金側で恣意的な代位弁済の決定とならないようにするため、第三者を加えた審査委員会により審査をした上で毎月決定している。

○委員 このシステムで請求できる遅延損害金等の期間を395日というふうに定めたこと自体がそもそも制度設計としていかがなものか。

延滞開始後、丸一年たって翌月に代位弁済すると、ちょうど395日となるが通常こういう余裕の無い設計はしない。この395日という包括保証契約を見直さないとスムーズな運用というのはできないのではないか。

民間の金融機関では、例えば住宅ローン等の場合、だいたい半年延滞後、更にローンの借主

と様々な交渉をして、それでも返済いただけない時、通常1年以内に保証会社に代弁請求するわけだが、保証会社から支払われる遅延損害金というのは、6カ月（180日）分ではなく、少なくとも最低1年（365日）までとか、いわゆる金利分は通常はすべて代弁される。そうでないと保証制度を取っている意味がない。

そういう面から見てくると、おそらく理財局の監査の指摘にある請求未了債権の中にも、将来的に金利が取れないという債権がかなりあるのではないか。そういうものも併せて仕分けしておかないといけない。

収支の制度設計の中の保証料率の在り方については、将来的に議論がなされることとなるが、債務者の属性から考えると保証料率0.7%弱は極端に低いとは思わない。ただし、検討するための数値的なデータがあまりにも乏しいために、この委員会の中で妥当な判断をするというのは困難と思われる。

むしろ重要なのは、以前に「奨学金の返還促進に関する有識者会議」で議論された、機構としての債権の管理、督促体制をきちんと実行していった体制強化していくことと、支援協会と機構との間で慣れ合いで代弁請求し代弁させるのではなく、規則どおりにコンプライアンス遵守で業務が行われているということだと考える。

現在の非常に抽象的な代位弁済基準というのはいかがなものか。

客観的にある程度判断できる、できるだけ明確な代位弁済基準であることがふさわしい。抽象的なあいまいな基準で運用すると、恣意的な運用となり、将来的にはコンプライアンスや業務のガバナンスが効いていないと言われかねない。

機構と支援協会との関係の整理、代弁した後の支援協会の求償権債権をいかに回収していくか、また、その管理、回収の体制をどういうふうに構築していくかということが課題と思われる。

○委員 奨学金事業における機関保証制度は、民間の保証制度や現在の社会通念、慣行を参考としていくことが非常に重要なことであると考えている。

一方で、奨学金事業は国の制度として、今後どのように学生の奨学支援をしていくかという意味では、国の政策や制度という観点から考える必要がある。そこで、文部科学省の下間課長に、議論する上で、国の関連を含めて留意すべき視点や観点をお話いただきたい。

△文部科学省 機関保証制度は人的保証とならんで大変重要な制度であるということは、ご案内の通りである。

平成18年度に文部科学省としてとりまとめ、それを政府全体で決定した「勧告の方向性」に基づき、また理財局の実地監査の指摘もあった中で、一つは保証機関の収支の健全性が損なわれることがないようにしたい。同時に奨学金事業の健全性の確保という観点からは永続的かつ、

また妥当性の高い機関保証の在り方を議論していただきたい。協会と機構の関係については、奨学金事業を所管する立場として両者の間に立って今後の制度の在り方を検討していかなければならないと考えている。

保証料率の件等は、この会議での意見、あるいは機構、協会における検討も踏まえて、文部科学省として必要な制度等の検討に努めていきたい。

○委員 請求未了債権が700件以上あるということは、この代位弁済の請求基準自体にあいまいなところがあり、しかも請求基準が複雑であるとしても、担当者レベルで基準をどの程度理解・把握できているのか疑問である。返還期限の猶予についても、マニュアル等がきちんと整備されていなければ、猶予中の取扱いについて担当者の判断で処理することで請求基準を充たさないことになり、今後も請求未了の債権が増えていく可能性があると思う。

そういう意味では、マニュアル的な物が機構内部で作成されているのであれば、そういうものを出していただければと思う。

○機構 マニュアルについては、次回ご案内をさせていただく。

○委員 当委員会は、国の文教政策の中でも重要な奨学金制度における機関保証制度が有効かつ効率的に運用されるために必要な検証を行っていくこととなる。

まだ制度が始まったばかりでデータも少ないため、このような制度が良いといった明確な結論を、どこまで出せるかはまだ分からないが、中長期的にこの制度を作り上げる上で、どのような視点を持たなければならないか、といった少なくともたたき台は提示できるようにしたい。

そのためには、制度の移行を検討するにあたり、さまざまな障害があると思われるが、一方で、良い制度をつくるために自由な議論ができる場にしたいと考えている。 (了)